



金属アーク溶接等作業を行う事業場の皆様へ

対応はお済みですか？

# 溶接ヒューム等の健康障害防止対策の措置状況の点検をお願いします

～特定化学物質障害予防規則等の改正にともなう溶接ヒューム等の健康障害防止対策のお願い～

労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則等が改正され、**令和3年4月1日**から、**溶接ヒューム**が、**特定化学物質（管理第2類物質）**とされ、規制対象となりました。

この改正により、溶接ヒュームを取り扱う作業等に常時従事する労働者に対して、既存のじん肺健康診断に加え、**特定化学物質健康診断**を行うこと等、新たな対策が必要となりました。

また、現に金属アーク溶接等（アーク溶断、ガウジングを含む）を継続して行う屋内作業場においては、令和4年3月31日までに**個人サンプラーを用いた個人ばく露測定**を実施し、測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を選定するとともに、測定結果がマンガンとして0.05mg/m<sup>3</sup>以上である場合は、換気装置の風量増加、溶接方法、母材や溶接材料の変更など必要な措置を講じることが令和4年4月から義務化されます。

既に施行されており対応が必要な措置もございますので、今一度、改正内容の確認、対応状況等の点検を実施していただきますようお願いします。

## 規制対象物、並びに対象作業について

金属をアーク溶接する作業、アークを用いた金属の溶断作業やガウジングする作業で発生するヒュームが対象となります。これらの作業を「金属アーク溶接等作業」と呼びます。

アーク溶接にはTIG（ティグ）溶接やプラズマ溶接などが含まれます。

これらはアークを用いることで金属蒸気が激しく発生するため対象となります。

自動溶接を行う場合、金属アーク溶接等作業には、自動溶接機による溶接中に溶接機のトーチ等に近付く等溶接ヒュームにばく露するおそれがある作業が含まれ、トーチ等から離れた操作盤の作業等は含まれません。

なお、燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは対象外となります。

## 金属アーク溶接等作業を行う場所によって措置が異なります

金属アーク溶接等作業を行う場所（以下の3種類）によって、行うべき措置が異なります。

### 「継続して行う屋内作業場」

⇒ 建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板等の遮蔽物が設けられている場所又はガス、蒸気又は粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所であって、金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行う場所。

### 「屋内作業場」

⇒ 建屋の側面の半分以上にわたって遮蔽物が設けられている場所又はガス、蒸気又は粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所であって、金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わない場所。

《一般的な例》同じ場所で繰り返し溶接作業を行わない内装工事現場、船体内部の溶接現場、補修作業等

### 「屋外作業場」

⇒ 上記以外。

《一般的な例》壁等が未施工で構造物の溶接を行う建設現場、船体外部の溶接を屋外で行う現場

# 主な健康障害防止措置とその適用範囲

健康障害防止措置（施行日）	継続して行う屋内作業場	屋内作業場	屋外作業場
1. 特殊健康診断の実施（令和3年4月1日）	○	○	○
2. 特定化学物質作業主任者の選任（令和4年4月1日）	○	○	○
3. 毎日1回以上の掃除（令和3年4月1日）	○	○	×
4. 全体換気装置等による換気（令和3年4月1日）	○	○	×
5. 溶接ヒューム濃度の測定（令和4年4月1日）※1	○	×	×
6. 有効な呼吸用保護具の使用等（令和4年4月1日）※2	○	○	○
7. 呼吸用保護具のフィットテスト（令和5年4月1日）	○	×	×
8. その他必要な措置（令和3年4月1日）※3	○	○	○

※1 新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするとき。

現に**金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場**においては**令和4年3月31日まで**に溶接ヒュームの濃度測定の必要がある。

※2 現時点でも**粉じん防止のための呼吸用保護具の着用は必要**。

※3 その他必要な措置

## ① 安全衛生教育

労働者を新たに雇い入れたときや、労働者の作業内容を変更したときは、労働者が従事する業務に関する安全または衛生のため必要な事項について、教育を行う。

## ② 除じん

局所排気装置又はプッシュブル型換気装置には、ろ過式除じん装置又は電気除じん装置を設ける。

## ③ ぼろ等の処理

対象物に汚染されたぼろ（ウエス等）、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に納めておく。

## ④ 不浸透性の床の設置

作業場所の床は、不浸透性のもの（コンクリート、鉄板等）とする。

## ⑤ 退避等

対象物が漏えいした場合において労働者が健康障害を受けるおそれがあるときは労働者を退避させなければならならず、健康障害を受けるおそれがないことを確認するまでの間立ち入り禁止にしなければならない。

## ⑥ 立入禁止措置

関係者以外の立入禁止と、その旨の表示を行う。

## ⑦ 運搬貯蔵時の容器等の使用等

対象物を運搬、貯蔵する際は、堅固な容器等を使用し、貯蔵場所は一定の場所にし、関係者以外を立入禁止にする。

## ⑧ 休憩室の設置

対象物を常時、製造・取り扱う作業に労働者を従事させるときは、作業場所以外の場所に休憩室を設ける。

## ⑨ 洗浄設備の設置

洗眼、洗身またはうがいの設備、更衣設備、洗濯のための設備を設ける。

## ⑩ 喫煙または飲食の禁止

対象物を製造・取り扱う作業場での喫煙・飲食の禁止と、その旨の表示を行う。

## ⑪ 有効な呼吸用保護具の備え付け等

必要な呼吸用保護具を作業場に備え付ける。

改正の詳細につきましては、下記の厚生労働省HP、岡山労働局HPの関連ページをご参照ください。

厚生労働省 HP「令和2年4月の特定化学物質障害予防規則・作業環境測定基準等の改正」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00001.html)



岡山労働局 HP「溶接ヒューム」特設サイト

[https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/newpage\\_00415.html](https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/newpage_00415.html)



## 【参考】

【東京労働局】WEBによる改正特定化学物質障害予防規則（溶接ヒューム）セミナー

<https://www.youtube.com/watch?v=LiG9bxMm4TII>

